給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号
福岡市中央区小笹３丁目６番16―602号
再生債務者　松尾　実路
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１号
愛知県西尾市富山町東郷15番地10
再生債務者　松田　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月14日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再ロ）第２号
茨城県取手市片町345マノーパレス藤代駅前102
再生債務者　山崎　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月14日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再ロ）第１００３３号
東京都大田区大森東２－８－８
再生債務者　迫田　嘉則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１２３号
東京都江戸川区東小岩２―11―14
再生債務者　赤津　一幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８号
宮崎県西都市大字岩爪1701番地１
再生債務者　黒木　吉彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月15日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
埼玉県所沢市大字山口203番地の３　パレーシャル山口Ｂ―203
再生債務者　葉山　謙二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月11日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第２号
広島県三次市畠敷町1486番地17
再生債務者　角上　郁惠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月15日　広島地方裁判所三次支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 24 年５月 23 日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ａ―1269	昭和39年５月８日	竹多玄太郎	平成24年３月28日	
京博Ａ―1270	昭和39年５月８日	竹多玄太郎	平成24年３月28日	

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は、甲乙ともに平成二十四年五月二十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十六日
掲載頁　八十一頁（号外第九十六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年五月二十三日
山形市大字長谷堂四一五九番地
（甲）岡崎工業株式会社
代表取締役　岡崎　広志
山形市鳥居ヶ丘一番四八号
（乙）有限会社岡崎砂利店
代表取締役　岡崎　健志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年七月一日です。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十九日
掲載頁　一五六頁（号外第一四一号）
平成二十四年五月二十三日
東京都港区虎ノ門一丁目七番一一号
（甲）沖電気工業株式会社
代表取締役社長　川崎　秀一
東京都港区芝浦四丁目一〇番一六号
（乙）株式会社ＯＫＩネットワークス
代表取締役社長　西郷　英敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年九月十四日
掲載頁　九十五頁（号外第二〇一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十四日
掲載頁　五十四頁（号外第九十四号）
平成二十四年五月二十三日
東京都千代田区富士見一丁目四番六号
（甲）コメット株式会社
代表取締役　藤本　浩良
東京都板橋区泉町三九番一五号
（乙）マックス株式会社
代表取締役　本田　悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十一日
掲載頁　一三三頁（号外第一五九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一一八頁（号外第一四三号）
平成二十四年五月二十三日
東京都世田谷区太子堂三丁目二五番九号
（甲）株式会社世田谷サービス公社
代表取締役　平谷　憲明
東京都世田谷区用賀四丁目七番一号
（乙）株式会社エフェム世田谷
代表取締役　深井　教雄